

1. 商品名	財形年金預金
2. 販売対象	55歳未満の勤労者
3. 期間	5年以上
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	事業者が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。 1,000円以上 1円単位
5. 払戻し方法	元利金は年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として払い戻します。 (1) 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額を元金として、年金元金計算日から3ヵ月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金またはスーパー定期を作成します。 ただし、スーパー定期の預入期間は1年未満とします。 (2) 年金計算基本額から前号により作成された定期預金の元金の合計額を差引いた金額を元金として1口の期日指定定期預金を作成します。 (3) 定期預金は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払日 (3) 計算方法	預入金額ごとに預入日または継続日から満期日の前日までの日数に応じた利率を適用します。(期日指定定期預金・スーパー定期) 年金支払時に分割で支払います。 預入金額ごとに預入日又は継続日から満期日の前日までの日数に応じた利率によって1年複利の方法により付利単位は1円として、1年を365日とする日割により計算
7. 手数料	
8. 付加できる特約事項	勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金給付金を給付金支払金融機関または事業主を通じて預入できるものとします。
9. 要件外の払出の場合	やむを得ない事由により要件外で払い戻す場合には、預金のすべてを解約することとし、解約時の支払利息については非課税の適用は受けられなくなり、所定の税率により計算した税額を徴収します。(預金者の重度障害による払出しの場合は除きます。) 既に非課税で支払済の利息についても5年間にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。(預金者の死亡、重度障害および災害、疾病等のやむを得ない事由による払出しの場合は除きます。)
10. その他参考となる事項	財形非課税制度の適用により財形住宅預金と合わせて元利金550万円までは非課税となります。
11. 預金保険制度の対象	預金保険制度の対象となります。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772